



事業主の皆様へ

平成29年度 正社員化・所得向上促進事業奨励金 のお知らせ!!

お知らせ

山形県は、平成29年度から、非正規雇用労働者の正社員転換、非正規雇用労働者の所得向上を行っていただいた事業主の皆様には奨励金を支給します。
なお、制度の詳細については追って公表します。

奨励金の概要

《正社員化促進事業奨励金》

- ・40歳未満の県内に在住・勤務する非正規雇用労働者を正社員に転換し、6か月間継続雇用した場合に奨励金を支給します。

《所得向上促進事業奨励金》

- ・すべての非正規雇用労働者の賃金を2%以上増額改定し6か月以上適用した場合又は正社員と共通の職務に応じた賃金規定を作成して6か月以上適用した場合に奨励金を支給します。

支給の要件

実施前にご確認ください!!
(申請の手続きは裏面をご参照ください)

- ・厚生労働省のキャリアアップ助成金を受給すること
(取組みの実施前にキャリアアップ計画を作成し、ハローワークへ提出する必要があります。)
 - ・取組みの実施が平成29年4月1日以降であること
 - ・山形労働局管内に雇用保険適用事業所があること
- ※県の奨励金は、業種によって一部対象とならない場合もあります。

申請に必要な提出書類

- ① 転換(取組)実施報告書
- ② 県への支給申請書及び添付書類
- ③ キャリアアップ助成金の支給申請書の写し(ハローワークの受領印があるもの)
- ④ キャリアアップ助成金の支給決定通知書の写し

お問い合わせ窓口

正社員化・所得向上
促進事業奨励金

山形県商工労働観光部雇用対策課

TEL:023-630-2378

キャリアアップ助成金
最寄りのハローワークに
お問い合わせください。

平成29年度正社員化・所得向上促進事業奨励金の概要

★支給金額

※小…小規模事業者 中…中小企業 大…大企業

＜正社員化促進事業奨励金＞

40歳未満の県内に在住・勤務する非正規雇用労働者を正社員に転換すること。

【奨励金支給額（例）】

	キャリアアップ助成金 (H28)	県奨励金
有期→正規	中 60万円	小 40万円 中 30万円
	大 45万円	大 10万円

※1人当たり



＜所得向上促進事業奨励金＞

①賃金規定等改定コース

全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を2%以上増額改定し、適用すること。

【奨励金支給額（例）】

①賃金規定等改定コース	キャリアアップ助成金 (H28)	県奨励金
対象労働者数 7人～10人	中 30万円	小 20万円 中 15万円
	大 20万円	大 5万円

②賃金規定等共通化コース

非正規雇用労働者に関して、正社員と共通の職務に応じた賃金規定等を作成し、適用すること。

【奨励金支給額（例）】

	キャリアアップ助成金 (H28)	県奨励金
②賃金規定等共通化コース	中 60万円	小 40万円 中 30万円
	大 45万円	大 10万円

※キャリアアップ助成金、県の奨励金の金額は、平成29年3月15日現在のものです。今後、制度や助成額が変更になる場合もありますので、ご留意願います。

※奨励金の申請には、厚生労働省のキャリアアップ助成金を受給する必要がありますが、キャリアアップ助成金の申請に当たっては、**正社員への転換や賃金改定を行う前に**、ハローワークに「キャリアアップ計画書」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

★申請の流れ

※下表の黒塗り白字部分は申請企業が行う手続きです。

転換（取組）を実施した日から1か月以内に転換（取組）報告書を県へ提出し、山形労働局においてキャリアアップ助成金の支給を決定した日から1か月以内に県への支給申請書とともに支給決定通知書の写し等を提出してください。

※奨励金申請の際は、ハローワークの受領印があるキャリアアップ助成金の支給申請書の写しの提出が必要となりますので、ハローワークにキャリアアップ助成金申請書のコピーを持参し、受領印を押印してもらってください。

